

企業立地にかかる優遇制度のご案内

- ◆敦賀市が造成した産業団地以外の場所に工場等を設置する場合
 ・企業立地促進補助金（Ⅰ）

区分	補助要件			補助対象項目	補助率	限度額 (1回あたり)	交付申請 期限
	投下固定 資産額	新規雇用者					
		新設	増設				
製造業	10 億円以上	20 人以上	8 人以上	①土地、建物の取得費 ②造成費 ③建物建設費 ④機械設備等取得費 ⑤緑化費	新設 20% 増設 10% 移設 5%	3 億円	1 年以内 (操業開始 後)
	3 億円以上	15 人以上	5 人以上			1 億 5 千万円	
	1 億円以上	10 人以上	3 人以上			1 億円	
物流関連産業	10 億円以上	20 人以上	8 人以上			2 億 4 千万円	
	3 億円以上	15 人以上	5 人以上			1 億 2 千万円	
	1 億円以上	10 人以上	3 人以上			8 千万円	
情報サービス業	5 千万円以上	10 人以上	5 人以上			1 億 2 千万円	
	3 千万円以上	5 人以上	3 人以上			8 千万円	
試験研究所	5 千万円以上	5 人以上	3 人以上			1 億 2 千万円	
植物工場	1 億円以上	10 人以上	5 人以上			1 億 2 千万円	

- ◆敦賀市が造成した産業団地に工場等を設置する場合
 ・特定地域企業立地促進補助金（Ⅱ）

区分	補助要件			補助対象項目	補助率	限度額 (1 回あたり)	交付申請 期限
	投下固定 資産額	新規雇用者					
		新設	増設				
製造業及び製造業の 付随業務 ^{注2} (敦賀市産業団地) 製造業、物流関連産業 (敦賀市第2 産業団地)	20 億円以上	30 人以上	12 人以上	①土地取得費 ②建物建設費 ③機械設備等 取得費 ④緑化費	新設 20% 増設 10%	4 億円	1 年以内 (操業開始後)
	10 億円以上	20 人以上	8 人以上			3 億円	
	3 億円以上	15 人以上	5 人以上			1 億 5 千万円	

- ◆雇用補助金（（Ⅰ）（Ⅱ）該当事業者）

区分	補助要件	補助対象項目	補助額	限度額 (1回あたり)	総交付 限度額	交付申請 期限
製造業 物流関連産業 情報サービス業 試験研究所 植物工場	企業立地促進補助金(Ⅰ) 又は特定地域企業立地促 進補助金(Ⅱ)の交付指定 を受けていること	事業所の建設に伴う 雇用拡大に対する経費	正規雇用者 30 万円/人 市外からの 転入者 45 万円/人	4 千 5 百万円	4 千 5 百万円	1 年以内 (操業開 始後)

◆空き施設活用補助金 ((I) 該当事業者)

区分	補助要件	補助対象項目	補助率	限度額 (1回あたり)	総交付 限度額	交付申請 期限
製造業 物流関連産業 情報サービス業 試験研究所 植物工場	企業立地促進補助金(I)の 交付指定を受けていること 延床面積 600 m ² 以上(情報 サービス業は 200 m ² 以上)	土地建物に係る賃借経費	賃借料 3 年分 ×1/2	3 千万円	3 千万円	3 年以内 (操業開 始後)

注 1) 操業開始期限：用地を取得し事業所を建設する事業者は用地取得後 3 年以内、既に用地を取得している事業者、既存建物を取得するなど建物を建設しない事業者及び建物賃借により取得し操業する事業者は、事業所等建設（改修）工事着工後 2 年以内とする。ただし、特別な事情により操業開始期限を超えることを市長が認めた場合は、この限りではない。

注 2) 製造業の付随業務：製造業を経営していく上で、付随的に行われる梱包、運送、保管、情報処理、開発試作等の業務をいう。

注 3) 補助金額の端数処理：算出した額に千円未満の端数が生じたときは切り捨てる。

注 4) 補助金を受領した事業者が一定期間内に事業を廃止または休止等があった場合は、補助金の返還を命じる場合がある。

◆原子力発電施設等周辺地域企業立地支援給付金（通称：F 補助金）

区分	給付対象項目	要件	内容
製造業 自治体の誘致企業	支払った電気料金	工場・事業所などの新設雇用人数 が 3 人以上増加	契約電力×(算定単価－交付金単価)×月数 ※支払った電気料金の約 4 割が最大 8 年 間還付される

◆固定資産税の不均一課税について

- 令和 13 年 3 月 31 日までに取得された固定資産で、次の要件に該当する場合は課税の特例（不均一課税）が受けられます。
- 不均一課税をする期間は、当該固定資産税を新たに課することとなった年度以降 3 か年度です。

対象事業の種類	対象事業ごとの要件	対象となる資産	不均一課税の税率
製造業 道路貨物運送業、こん包業 または卸売業	・減価償却資産の取得価額合計が 2, 7 0 0 万円超 ・さらに道路貨物運送業、 こん包業または卸売業は 雇用者が 1 5 名超	指定区域内に新設または増設し た資産	・初年度 0 % ・第 2 年度 0 . 3 5 % ・第 3 年度 0 . 7 % ※第 4 年度以降は通常の税率 (1 . 4 %)

- ☞ 福井県と敦賀市の優遇制度は併用することができるため、イニシャルコストを抑えることができます！
- ☞ 敦賀市は電気料金の安価な北陸電力管内であることに加えて、F 補助金が活用できるため、電力を多量に消費する産業の立地に最適な地域です！

お問い合わせ先
敦賀市商工貿易振興課
TEL : 0770-22-8122
E-mail : syoukou@ton21.ne.jp